

## 序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成 19 年 5 月 10 日から運用を始めたもので、本年度で 10 年目を迎えている。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進められた。熊本市が熊本市要保護児童対策地域協議会の中に設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、6 か月に 1 回（平成 26 年度までは 3 か月に 1 回）主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに 1 年に 1 回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成 19 年 11 月以来重ねられた審議を経て、平成 21 年 11 月 26 日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』として取りまとめられた。

その後、平成 22 年 4 月 1 日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととした。

本報告書のまとめにあたっては、熊本県が行った平成 19 年 5 月 10 日から平成 21 年 9 月 30 日まで（以下「県検証報告書（第 1 期）」という。）の検証、熊本市の平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで（以下「第 2 期」という。）の検証及び平成 23 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（以下「第 3 期」という。）の検証を踏まえ、検証期間平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（以下「第 4 期」という。）の 3 年間に預け入れられた 29 事例について、半期ごと（平成 26 年度までは四半期ごと）の短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、平成 26 年 3 月 31 日までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから平成 29 年 3 月 31 日までの約 10 か年の期間における全 130 事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

今回の検証にあたっては、これまでの検証報告書との継続性を図り、比較検証が可能となるように、当初からの検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、【新規項目】と表記している。

加えて、自宅での出産について、本報告書においては、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。